法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　島本　元気
さいたま地方検察庁に配置換する
さいたま地方検察庁熊谷支部勤務を命ずる
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（六月七日）

外務省

（中南米局中米カリブ課長）外務事務官　小林　麻紀
欧州局政策課長に配置換する
（国際協力局開発協力総括課長）同　徳田　修一
欧州局ロシア課長に配置換する
（国際情報統括官付国際情報官（第一国際情報官室担当））同　橋場　健
中南米局中米カリブ課長に配置換する
（欧州局政策課長）同　原　圭一
国際協力局国別開発協力第一課長に配置換する
（国際情報統括官付国際情報官（第二国際情報官室担当））同　宮澤　保貴
国際情報統括官付国際情報官（第一国際情報官室担当）に配置換する
（国際協力局国別開発協力第一課長）同　宮下　匡之
国際協力局開発協力総括課長に配置換する
（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課国際原子力協力室長）同　別所　健一
国際情報統括官付国際情報官（第二国際情報官室担当）に昇任させる
（欧州局ロシア課長）同　宇山　秀樹
在英国日本国大使館参事官に転任させる
英国駐箚特命全権大使を補佐し英国に在勤する期間公使の名称を与える（以上六月一日）
（セルビア国駐箚）特命全権大使　髙原　寿一
兼ねてモンテネグロ国駐箚を命ずる
（スリランカ国駐箚）同　菅沼　健一
兼ねてモルディブ国駐箚を命ずる
（ジブチ国駐箚）同　西岡　淳
外務事務官（大臣官房）に採用する
人事院規則十一―四第三条第一項第一号により休職にする
休職の期間は平成二十九年六月一日までとする
（以上六月二日）
（国際連合日本政府代表部）公使　清水　信介
在ストラスブール日本国総領事館総領事に転任させる
（六月五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月十一日英国女王陛下の御誕生祝日につき、同月十日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　アンマン事務所の廃止

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
AMMAN OFFICE（アンマン事務所）	Al-wakalat Street, Sweifieth Area, Amman, HASHEMITE KINGDOM OF JORDAN

㈡　廃止年月日　平成二十七年五月二十五日

法務

公証人任免

長野地方法務局所属公証人村山和雄は願により公証人を免ぜられた。

竹村政男は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人村山和雄の後任を命ぜられた。

長野地方法務局所属公証人五味髙介は願により公証人を免ぜられた。

田畑恵一は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人五味髙介の後任を命ぜられた。

大阪法務局所属公証人林久は願により公証人を免ぜられた。

小宮山秀史は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人林久の後任を命ぜられた。

津地方法務局所属公証人天野智治は願により公証人を免ぜられた。

竹村彰は公証人に任命され、津地方法務局所属公証人天野智治の後任を命ぜられた。

岐阜地方法務局所属公証人山中優一は願により公証人を免ぜられた。

樹下芳博は公証人に任命され、岐阜地方法務局所属公証人山中優一の後任を命ぜられた。

福岡法務局所属公証人戸島満義は願により公証人を免ぜられた。

堀楠雄は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人戸島満義の後任を命ぜられた。

長崎地方法務局所属公証人幸良秋夫は願により公証人を免ぜられた。

西田勝彦は公証人に任命され、長崎地方法務局所属公証人幸良秋夫の後任を命ぜられた。

鹿児島地方法務局所属公証人溝川健三は願により公証人を免ぜられた。

内木場一晴は公証人に任命され、鹿児島地方法務局所属公証人溝川健三の後任を命ぜられた。

青森地方法務局所属公証人中川清秀は願により公証人を免ぜられた。

髙村一之は公証人に任命され、青森地方法務局所属公証人中川清秀の後任を命ぜられた。

松山地方法務局所属公証人北野節夫は願により公証人を免ぜられた。

小川満は公証人に任命され、松山地方法務局所属公証人北野節夫の後任を命ぜられた。（以上六月一日）

横浜地方法務局所属公証人渋谷勇治は願により公証人を免ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人渋谷勇治の後任を命ぜられた。

桒名仁は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人渋谷勇治の後任を命ぜられた。

京都地方法務局所属公証人福本孝行は願により公証人を免ぜられた。（以上六月二日）（法務省）

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、夏季一時金等の要求に関して、平成27年6月15日正午以降、同組合の組合員が従事する伊予商運株式会社の全職場（東京都、愛知県、大阪府、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年6月12日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本港湾労働組合日本海地方本部から、夏季一時金の要求に関して、平成27年6月18日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び鳥取県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年6月12日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

新潟県
株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、新光港運株式会社、丸肥運送倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社及び直江津海陸運送株式会社

富山県
伏木海陸運送株式会社、株式会社丸共組、伏木貨物株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、富山太平洋物流株式会社、日本海運業株式会社、ニアリング株式会社、ＦＫＫエアーサービス株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所伏木富山事務所

石川県
七尾海陸運送株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所七尾現業所

福井県
敦賀海陸運輸株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所敦賀事務所

京都府
飯野港運株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所舞鶴現業所

鳥取県
境港海陸運送株式会社